

—業務内容—

- ◇介護に関する相談受付
- ◇要介護認定申請の手続き代行
- ◇ケアプランの作成
- ◇介護保険サービスの紹介
- ◇サービス事業者との連絡調整
- ◇介護施設の紹介
- ◇給付管理



などなど

居宅介護事業所とは、都道府県の指定を受けて、介護支援専門員（ケアマネージャー）を配置しているサービス事業者のことです。ケアマネージャーは介護に関しての様々な知識を有していますので、介護サービスを利用する際の相談やアドバイス、居宅サービス事業者との連絡や調整を行い、ご本人様やご家族様の希望を取り入れながら、居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成します。

—利用できるサービス—

要支援の方

- 介護予防訪問介護
- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所介護
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 福祉用具購入
- 住宅改修
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
※要支援2の方のみ
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等
- 複合型サービス

要介護の方

- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与
- 福祉用具購入
- 住宅改修
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 認知症対応型共同生活介護
- 認知症対応型通所介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 夜間対応型訪問介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等
- 複合型サービス